

【資料】令和5年度食品中の微生物及びアレルギー検査結果

茂木芳美 永井裕美 来栖広夢

はじめに

当センターでは、県内で製造された食品や流通する食品について、食品衛生法及び食品表示法に基づく微生物検査やアレルギー検査を実施している。本稿では、令和5年度に実施した食品中の微生物検査及びアレルギー検査の結果について報告する。

試料及び方法

1 試料

当該年度に策定された「群馬県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品衛生監視員が県内（前橋市及び高崎市を除く）で収去及び採取した食品を検査対象とした。

2 検査項目

(1) 微生物検査

食品衛生法等で食品の種別により定められている成分規格や衛生規範などの対象項目を基に項目を選定し検査を実施した。汚染指標として細菌数、大腸菌群、糞便系大腸菌群（以下「E.coli」という。）及び大腸菌、食中毒の原因となるサルモネラ属菌、黄色ブドウ球菌及びクロストリジウム属菌、成分規格で規定のある乳酸菌数について検査を実施した。

(2) アレルギー検査

特定原材料の「卵」及び「乳」について検査を実施した。

3 検査方法

(1) 微生物検査

食品衛生法や通知法に基づき当センターで作成した試験検査実施標準作業書（以下「SOP」という。）に従い検査を実施した。

(2) アレルギー検査

「食品表示基準について 別添 アレルギーを含む食品の検査方法」¹⁾ に準じた SOP に従い検査を実施した。

スクリーニング検査は、日本ハム社製

FASTKIT エライザⅡ Ver.Ⅲシリーズ及び森永生科学研究所社製モリナガ FASPEK エライザⅡを定量検査キットとして使用し、両方もしくはいずれか一方の定量検査キットで 10 µg/g 以上の検出があったものを「陽性」とし、両方の定量検査キットで 10 µg/g 未満のものを「陰性」とした。マイクロプレートリーダーは TECAN 社製 sunrise REMOTE を用いた。

アレルギー「乳」におけるスクリーニング検査で陽性となった検体のうち、表示違反に該当する2検体について確認検査を実施した。確認検査は、森永生科学研究所社製モリナガ FASPEK ウエスタンブロットキットを使用し、「β-ラクトグロブリン」と「カゼイン」を検査した。

結果

1 微生物検査

収去検査では 185 検体（うち輸入食品は 12 検体）486 項目を実施した（表1）

規格基準に係る検査では、アイスクリーム類 1 検体から大腸菌群が検出され、成分規格違反となった。

表1 令和5年度微生物検査結果

食品の種類	検体数	輸入	検査数
収去検査			
乳及び乳製品	22	0	44
アイスクリーム類・氷菓	6	0	12
清涼飲料水	25	12	25
食肉製品	18	0	51
冷凍食品	20	0	40
弁当・そうざい	42	0	126
洋生菓子	20	0	60
検食	32	0	128
合計	185	12	486

輸入は内数

衛生指導に係る検査では、弁当・そうざい、洋生菓子と検食から検査対象項目が検出された。

表 2 令和 5 年度収去検査実施件数（微生物）

食品の種類	冷凍食品	乳及び乳製品	アイスクリーム類・氷菓	清涼飲料水	食肉製品	弁当・そうざい	洋生菓子	検食	合計
検体数	20	22	6(1)	25	18	42(3)	20(4)	32(6)	185(14)
検査数	40	44	12(1)	25	51	126(3)	60(6)	128(12)	486(22)
検査項目									
細菌数	20	16	6	—	—	42(3)	20(4)	32(6)	136(13)
大腸菌群	14	22	6(1)	25	1	—	20(2)	32(5)	120(8)
E.coli	6	—	—	—	17	42	—	32(1)	91(1)
サルモネラ属菌	—	—	—	—	15	—	—	—	15
黄色ブドウ球菌	—	—	—	—	15	42	20	50	127
クロストリジウム属菌	—	—	—	—	3	—	—	—	3
乳酸菌数	—	6	—	—	—	—	—	—	6

() は検出・不適項目数

内訳は、弁当・そうざいから細菌数が 2 検体、洋生菓子から細菌数が 4 検体、大腸菌群が 2 検体検出された。（表 2）。検食からは、細菌数が 6 検体、大腸菌群が 5 検体、E.coli が 1 検体検出された。

2 アレルゲン検査

収去検査では 80 検体 80 項目を実施した（表 3）。乳で菓子類から 2 検体の表示違反事例があった。また、検体の種類を表 4 に示す。

表 3 令和 5 年度アレルゲン検査結果

検査項目	検体数	表示			スクリーニング検査結果	
		アレルゲン	注意喚起	なし	陽性	陰性
卵	40	1	4	35	1	39
乳	40	0	5	35	2	38

表 4 令和 5 年度アレルゲン検査検体

食品の種類	検体数	うち輸入品	検査数
肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	4	0	4
穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	3	0	3
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）	3	0	3
菓子類	60	0	60
かん詰・びん詰食品	4	0	4
その他の食品	6	0	6
合計	80	0	80

文 献

- 1) 消費者庁次長通知「食品表示基準について 別添 アレルゲンを含む食品の検査方法」平成 27 年 3 月 30 日、消食表第 139 号。